

シティハイツとは

- ・神戸市特別市営住宅のことで、国の「特定優良賃貸住宅供給促進制度」に基づき、神戸市が直接供給し、管理する中堅所得者層の方々のための住宅です。
- ・仲介手数料、礼金、更新料が0円、敷金は家賃3ヶ月分、ゆったりスペースの3LDKの間取りが中心でメゾネットタイプまでバリエーションも豊富な住宅です。

家賃減免

次のいずれかに該当する世帯が家賃の2割減免の対象です。

- ・新婚世帯(結婚3年以内の世帯)
- ・子育て世帯(就学前の子どもと同居する世帯)
- ・多子世帯(18歳以下の子3人以上と同居する世帯)

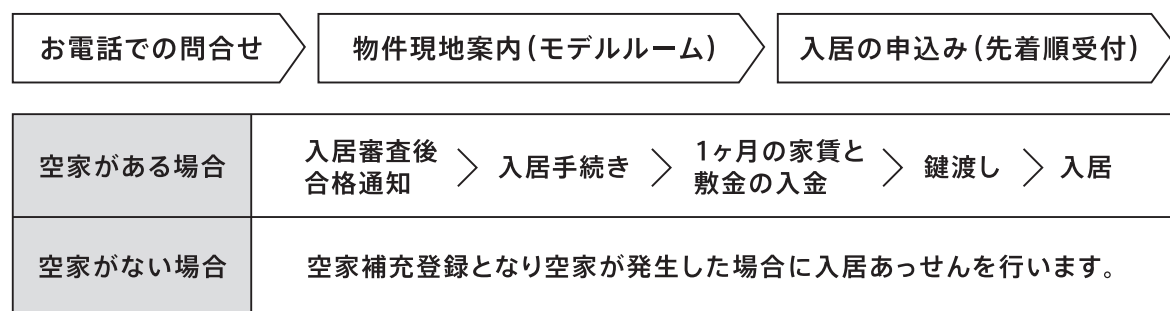
申込資格

次のすべてに該当している必要があります。

- ・夫婦または親子を主とした2人以上の世帯であること
- ・政令月収額が158,000円以上 487,000円以下(所得の上昇が見込まれる方については、123,000円以上 487,000円以下)の世帯であること
- ・申込者本人または同居しようとする方が、暴力団員でないこと
- ・家族を不自然に分割したり、合併したりしていない世帯であること
- ・日本国籍を有する世帯または外国人登録をしている世帯であること
- ・現在、住宅に困窮している世帯で、下記のいずれかに該当する世帯であること

<住宅困窮理由> ①倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している。②災害の危険があるような半壊住宅やバラックに住んでいる。③他の世帯と同居していて、便所または炊事場が共同である。④住宅がないため、親族と別居している。⑤部屋が狭い。(1人あたり4.5畳以下) ⑥正当な立退要求を受けているが、立退き先がない。(自己の責めに帰する場合は除く) ⑦通勤に片道1時間半以上かかる。(電車等の待ち時間を除く) ⑧収入と比較して家賃が高すぎる。⑨婚約しているが、住宅がないため結婚がのびている。⑩その他客観的にみて、上記のいずれかと同じような理由により住宅に非常に困っている。

申込の流れ



1～4のお問い合わせ先はこちら

東部管理センター

電話 (078)599-7171

指定管理者 日本管財株式会社

月～金 8:30～18:00 / 第2・第4木曜日 8:30～19:00

5～9のお問い合わせ先はこちら

西部管理センター

電話 (078)708-5678

指定管理者 TC神鋼不動産サービス株式会社

月～金 8:30～18:00

神戸市営 シティハイツ

仲介手数料、
礼金、更新料

0円!

家賃2割減免
制度あり!



KOBE
CITY of DESIGN